

## 生駒市条例第 1 1 号

生駒市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

### 生駒市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市乳幼児医療費助成条例（昭和 4 8 年 1 0 月生駒市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 生駒市子ども医療費助成条例

第 1 条中「乳幼児」を「子ども」に、「当該乳幼児」を「、当該子ども」に改める。

第 1 条の 2 を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

この条例において「子ども」とは、出生の日から 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。

第 2 条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 3 条中「乳幼児」を「子ども」に改め、「における医療費」の次に「（乳幼児以外の子どもにあっては、入院に係るものに限る。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 市長が別に規則で定める額

第 4 条第 1 項中「対象者」を「乳幼児に係る医療費の助成を受けようとする対象者」に改め、同条第 2 項中「対象者」を「前項の対象者」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。